

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
野菜対策事業業務方法書
(野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業)

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
野菜対策事業業務方法書
(野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会（以下「協会」という。）が行う野菜対策事業業務方法書（野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他の関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

第2章 納付金の納付

(業 務)

第3条 協会は、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第10条第1項の生産者補給交付金又は生産者補給金若しくは法第12条の交付金(以下「生産者補給交付金等」という。)の交付に充てるための財源として指定野菜価格安定対策資金又は契約指定野菜安定供給資金(以下「野菜生産出荷安定資金」という。)を造成する場合において、沖縄県に所在する法第10条第1項の登録出荷団体又は登録生産者(2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体又は登録生産者)にあっては、登録出荷団体の長又は登録生産者が沖縄県の区域に生産者補給交付金等に関する事務を委任して行わせようとする者。以下「登録出荷団体等」という。)に対して生産者補給交付金等として交付することを条件として、機構に対し納付金を納付するものとする。

2 協会は、関係登録出荷団体等が機構の業務方法書に定めるところにより行う生産者補給交付金又は生産者補給金の交付に関する申込みの適正化が図られるよう、必要に応じて、当該関係登録出荷団体等との確認・調整を行う。

(納付金の納付等)

第4条 納付金の納付は、機構の業務方法書の定めるところにより機構から納付金の納付通知を受けた場合に、機構に対し行うものとする。

2 前項の納付金の金額は、機構の業務方法書の定めるところにより機構に承諾された登録出荷団体等の生産者補給交付金等の交付に関する申込みに対応する額とする。

- 3 登録出荷団体等は、前項の申込みを行うときは、あらかじめ、当該申込みを行うことについて協会に連絡しなければならない。

附 則

この業務方法書は、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 25 年 7 月 5 日付け沖縄県指令農第 879 号承認）

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。